京都大學經濟學會經濟學會經濟部齡

第六十五卷 第四·五號

原 價 の 本 質周	擔	利	良
ルソー「經濟論」について河	野	健	=
抽象的勞働に關する若干の問題吉	村	達	次
經營經濟學に於ける經濟性概念について降	旗	武	彦

昭和二十五年五月

~1『經濟論』について

和

野

(Économie) と題する一文を書いて、これを『アンシクロペディー』(百科全書) の第五卷のなかで發表した。 『不平等論』や『社會契約論』で有名なジャン・ジャック・ルソー (J-J Rousseau) は、一七五五年、『經濟論』 との

一躍して高まつた記念すべき年である。

『經濟論』は全集版で六九頁の短いものであるが、

内容的には、

のちに明らかにするように、

『不平等論』お

ルソーにとつては彼の思想家としての名聲

一七五五年という年は、また『不平等論』が發表された年でもあり、

が

の檢討と解説を試みたい。 よび『社會契約論』とならんで、 ルソーの政治思想を知名上に不可缺の作品である。以下、これについて、若干

研究によれば たは恐らくそれ以前であろうと述べているだけで、はつきりしていない (Ibid., p. 14)。 たゞ、ヴォーガンは『不 『經濟論』が執筆された正確な時期については、不明である。 (C. E. Vaughan; The Political Writings of J.-J. Rousseau. 1915)、執筆の時期は一七五五年の夏か、 ルソーの政治關係の論文を集めたヴォーガンの

自明のことゝ考えている。 の執筆時期を一七五三年の後半であるとしているから、 『經濟論』が『不平等論』よりも後に書かれた

とれに對して、 別として、 ュベー 『ルソーとアンシクロペディー』を書いたユベールの見解は、 ルは『經濟論』の執筆年代を一七五四年であると推定し、しかも『不平等論』 だいぶん違つている。

∨ 5 10 (René Hubert; Rousseau et l'Éncyclopédie. p. 63)° 同じ時期に書かれたもので、内容的にいつても兩者は、その間に前後をつけ得ないものであると主張し

がら とづいて個々の作品が出來上つたものと見ることはあやまりでないであろう。 てをり、この頃に『不平等論』、 この一七五四年および一七五五年という年代が、 『經濟論』、さらには『社會契約論』の基本的な構想が作り上げられ、 ルソーの思想の發展にとつてきわめて重要な時期となつ それにも

·たがつて、われわれは『經濟論』が一體いつ書かれたかを斷言することは、不可能である。

たい

七五四年の春から夏にかけて、ルソーはパリを去つて、ジュネーヴへの旅行を試みる。

とのジュネーヴ滯在

ルソ1

Ø

のちに『ジュネーヴの草稿』(manuscrit de Genève) と呼ばれるノートを作つてをり、

文は、 はこのノートを基礎として書かれたことは明らかである。『社會契約論』の序文のなかで、ルソーは「この小論 わたしが前に、 自分の力を考えずに書き始めて、長い間そのまゝになつていたもつと大部の著述から抜き

中にルソーは、

書きしたものである。 その大部の箸述からは、もつと色々の斷片を拔き出すこともできたが、云々」と書いてい

るが、 制度論』(Institutions politiques) ,この文中にある大部の著述というのが『ジュネーヴの草稿』であり、ルソーは、これを基礎として『政治 と題する大きな著作を仕上げる意圖をもつていた。 しかし、このルソーの意圖は

第六十五卷

第六十五卷 二四四 第四・五號 五八

實現を見ずに終わり、 結局、『不平等論』、 『經濟論』、 『社會契約論』がこの『草稿』を基にして作られたに過

ないことしなつた。

出された『社會契約論』であり、『社會契約論』こそは彼の政治思想の到達點を示すものであつた。とれに比ら しかしルソーの政治上の作品の基礎にある考え方が、 べると『經濟論』は『不严等論』とならんで、『社會契約論』にいたるまでの過渡的な作品であると見られるが いたということは充分に注意さるべき事柄である。 ルソーの政治思想を表現するこれらの三つの作品のうち、最も代表的なものは、言うまでもなく一七六二年に すでにこの『經濟論』 の書かれた時期において出來上つて

七四三年から四四年かけて、彼はヴェニスへの旅行をしてるが、この旅行を契機として、彼は政治のもつ重要性 ルソーの政治にたいする關心が高まつたのは、 『經濟論』 が出た一七五五年よりも十年ほど前 にさか

こと、また、いかなる仕方によるにせよ、いかなる人民もその政府の性質が規定する以外のものでは決してあり に氣がつき始める。 『告白』に述べているところによると、ルソーは「すべてが根本的に政治につながつている

學問藝術の批判という形をとつた一つの政治批判に他ならないが、一七五一年頃から彼の政治的關心はさらに具 得ない」(Confessions, VIII, p. 288) ことを認めるようになる。 一七四九年に出た彼の『學藝論』は、 それ自體が

ルソーは自作の喜劇『ナルシス』 (Narcisse)への序文を書いているが、そのなかでルソ

體的になり、前に擧げた『政治制度論』を書こうという彼の計畫もこの頃から生まれてくる。

藝論』で批判した諸この惡が「人間に魘するのではなくて、むしろ惡政下の人間に魘する」ということを述べ、

人間が悪いのではなくて、政治が悪いのだということを明言している。このルソーの考えが、直接に「不平等論

『經濟論』につながるものであることは、言うまでもない。

を結ぶことで始めたのである。一七四八年、ルソーはディドロにすゝめられて、 アンシクロペディスト、 ロペディ』に發表しており、またとゝに言う『經濟論』も同じく『百科全書』に掲載された論文である。 著しく特異な傾向であつた。當時のパリの思想界を支配していた傾向は、ドルバックやディドロなどのいわゆる このように人間生活における政治の決定的な重要性を認めることは、 あるいは哲學者たちの思想であって、 ルソーもまた彼のパリ生活をフィロゾーフと親交 音樂に闘する一文を『アンシク 當時の一般的風潮から言へは、

ところで、いわゆるアンシクロペディストの思想傾向は、 いかなるものであつたか。ごく大づかみにいえば、

蒙することに在つた。 や信仰の奥にあつて、それを成り立たしめている權力の問題、 かれらにとつての問題は、 は自然法的な普遍主義と、人間理性にきそをおく個人主義とを、その思想の據りどころとしていた。したがつて かれらは啓蒙主義者であつた。かれらは反キリスト教的、反封建的な立場から社會を批判したが、しかしかれら 政治についてのかれらの考え方は、 かれらのとのような立場は、迷信や信仰から人々を解放することは出來たが、しかし迷信 理性的認識によつて自然法則を見出し、それを普及すること、とくに支配者たちを啓 著しく樂觀的であり、 あるいは社會機構の問題を正面から取り上げるこ 理性認識または啓蒙の力によつて、

ロゾーフたちの立場は、 だから、 政治的に言えば、 ブルジョアおよび自由主義的貴族の立場を代表してい

の世界が實現されることに望みを託している。

第四

る。 の不平等が一切の惡の原因であることを主張したのは、 と れ に對して、 ルソーが、 すでに人間生活における政治の決定的な重要性を認め、 彼の思想がフィロゾーフの影響から著しく脱却してきた 二四六 『不平等論』

われる。 ことを示すものである。 ルソーの思想遍歴のこの過程が、 かれのアンクロペディストとの疎遠、 絶交となつで現

sι 七五六年頃からヴォルテール、グリム、ディドロなどとルソーの關係が急速度に惡化してくる。 ソーの政治思想のこのような發展を背景として、暮かれたものであつた。 さきにも述べたように、 ルソーは『經濟論』を『アンシクロペディー』に寄せているが、 しかしその翌年の一 「經濟論」は、

の他の著作との關係について、 『經濟論』の内容が問題となるが、それを理解するための子がかりとして、まず『經濟論』と、 少しく觸れておく必要がある。 ルソ

彼は現實の社會の本

た狀態であるという觀點に立つて、 質を、財産の不平等という點に求めて、それがいかにして發生してくるかを明らかにする。 取り上げたことそれ自體は、 『不平等論』でルソーが問題としたのは、現實の社會を徹底的に批判することであつた。 きわめてすぐれた着眼であるが、しかし彼は財産の平等である状態が永遠に失われ 現實の社會を批判している。すなわち財産の區別を知らない「自然狀態」を 彼が財産の不平等を

まず構想して、そのつぎに「原罪」にもひとしい財産の不平等を置き、そとから「社會狀態」の成立を說明する。 『不平等論』のこのような構想は、 自由で平等な孤立した個人が自然狀態において存在することを豫想する點

プロテ うととが出來る。そしてまた『不平等論』は、 スタント的な原罪意識に陷いり、 また彼がか くる狀態を理想的なものと考えている點におい いかにしてこの失われた自由と平等を現實の社會のなかで囘復するかと 人間の始原的な自由と平等が永久に失われたと說くことによつて て、徹底した個人主義に貫か れていると言

しかしながら、 ルソーの偉大さは彼が『不平等論』の段階にとゞまらないで、さらに前進して、その思想を一層

にを爲すべきかを說く上においては著しく消極的であつた。

いう問題を積極的に取り上げることが出來ない。『不平等論』は、

社會をするどく批判するけれども、

しかしな

提出する。 で人間はいかにして自由と平等を確保しうるか、そのために社會はいかに作られるべきであるか、 深めたところにある。 すでに述べたように、 この問題に答えたのが『社會契約論』 彼は、 ルソーは社會の諸への惡が人間に属するのではたく、 理想的な自然狀態を社會狀態に對置することから、 である。 政治のあり方に由るものである さらに進んでは社會狀態のなか という問題を

ことを、 否定するのではなく、むしろ社會狀態のもとで、 の點にかりつてくる。 によつて維持され、 しつかりとつかんでいた。 守られねばならない筈である。 だからルソーは、 したがつて、この觀點からすれば、 『社會契約論』においては、 人間の得るところは一層大であること、 それが政治の基本的な役割であり、 『不平等論』のときのように、 **社會における人間の平等は、** 國家の存在理 自然狀態のもとでの 社會一般を 由も一にこ まさに政治

等が保證されるか、 動物的自由にかわつて、 したがつて問題は、 社會狀態を規律する根本的な原理はなんであるか。 ということになる。 社會狀態においては社會的 『社會契約論』における人民主權論、 ・道徳的自由が得られることを説いている(第一篇第八章)。 いかなる政治のもとで、 社會契約論、 一般意志論は、 人間の自由と平

レソー『望撃角』こつい

第六十五卷

二四八

般意志を唯一最高の主權であるとし、一般意志にもとずく法律と、その法律にもとずく政治とを主張し、 ーのとのような問題意識の所産である。 『社會契約論』におけるルソーの主張を要約すれば、 ルソーは人民の一 君主の

専制支配を攻撃して、 とのように見てくると、『不平等論』と『社會契約論』は同じくするどい現實批判であるが、そのあいだには 人民の革命權を正當化するにいたつている。

社會の在るべき姿を論じているからである。兩者のあいだにおける矛盾や、力點の置きかたの違いは、 ルソーの思想が借り物であつたとか、というととはならないであろう。アンリ・セーはこの點について、 出てきている。しかし、このことは、ルソーの考え方がまつたく變化したとか、あるいは『不平等論』における 重要な問題意識の轉化、 あるいは深化がある。前者は社會批判の基準を過去に置き、 後省はそれを未來において ととない ルソー

には思想上の矛盾はないとする見解を述べているが(Heuri Sée; L'évolution de la pensée politique en France au XVIIIe

なくて、 siècle 1925. p. 143)、 しかし重要なことは『不平等論』と『社會契約論』とを不面的につなぎ合わせることでは 兩者の關係をルソーの思想上の發展として把えることであろうと考えられる。

は人民的政府、 でルソーが問題としたものは一體なんであろうか。それはルソーが明快に述べているように、 (Economie politique. p. 15)° ところで『經濟論』は、 すなわち人民の幸福を目的とする政府」の「最も重要な格律」は何であるか、 『不平等論』と『社會契約論』との中間の時期に發表されたものであるが、『經濟論』 つまり、こゝで問われているのは、 第一義的に政治の問題であり、 ということである いかなる政治が あるい

よい政治であるか、 の問題領域に屬するものである。 ということである。 これは明らかに 『不平等論』 につながるものではなく、 むしろ『社會契

として取り上げた場合、 『社會契約論』の冒頭でルソーは、 何か正當で確實な政治的規則があり得るかどうか、を調べてみたい。」『社會契約論』第一 「わたしは、 人間をあるがまくのものとして、また法律をあり得べきもの

の根本的な構造を明らかにしたもので、その構成原理が社會契約であり、 しかし、 現實に述べられている內容は、 これは『經濟論』とまつたく同じことを言つているわけである。 雨者のあいだでは違つている。 主權、 『社會契約論』は、 一般意志、立法權などが、これ 周知のように國

篇)と述べているが、

權をもち、 れに對して『經濟論』は前にも述べたように、政治の根本的な原則を問題としている。この二つの事項は、 によつて基礎ずけられる。つまり『社會契約論』の主要な内容は、國家の根本構造論であり、 自身によづて、 それによつて國民のすべてを拘束するものであるが、これに對して、政治は主權の代理者である政府 明確に區別されているととろである。すなわち、主權は人民の一般意志の行使であつて、 主權論である。 立法

學説をすでに前提として書かれている。 論などが、 まつたく別個の事柄であり、 の行う「私的行爲」たるに過ぎない しかしながら、 ルソーの頭のなかで構想されておらねばならない。そして事實、 『經濟論』で政治の原則を問題とし得るためには、あらかじめ國家の本質規定、 『經濟論』が扱うのは、 (『社會契約論』三篇一章)。 したがつて國家構成の原理と、 とくにその前半、 後者の問題である。 すなわち人間に對する政治の基本原則を述べた部分は 『經濟論』はルソーの基本的な政治 政治の原則とは、 主權論、

方では『不平等論』 の最後の部分につながるとともに、他方、『社會契約論』の主要な原理を前もつて明らか

二四九

大四

その機關の役目をする一般意志の理論、嚴密な意味で、一般意志の表現であり、生命力であるものとしての法の理 していると言うことが出來る。ヴォーガンのやゝ誇張した說明によれば、「共通の自我 le moi commun および 合には恐らく要約的であるが、 主權理論、 國家と生命體との類推論 しかし全く決定的にこゝで先鞭をつけられている」 (C. E. Vaughan), The Political ――要するに『社會契約論』の基礎にある抽象觀念のすべては、 或る場

流の思想の殘存を見出すことが出來なくはない。それは、 しそうは言うものゝ、 『經濟論』は、このように基本的な立場からすれば、 その内容を個々に檢討するならば、 『社會契約論』と同じであるということが出來る。しか 『經濟論』においては、 『社會契約論』に比べて、なおアンシクロペディスト まだ、國家構成の原理として

Writings of Jean Jacques Kousseau. 1915. Vol. 1. p. 20) リテら言われるのである。

りは、 の權利よりも個々人の德目が强調されている。また、一般意志と特殊意志との區別および二重性を說明する場合 『經濟論』では、 むしろ公益を目指す個人の良き意志と首長の「公正さ」によつて國政が選営されることを説き、 人民の總體的な一般意志、 およびその所産たる社會契約によつて國家が構成されるというよ 人民一般

の原始的な總體的な社會契約の理論と、それにもとづく主權論とが充分に把握されていないからである。

濟論』のこの部分を取り出して、アンシクロペディスト的な普遍社會 société universelle 約論』における主權論、 國民あるいは國家の意志が特殊意志となつて、全世界が一般意志をもつことを認めているが、これは『社會製 すなわち主權の非拘束性・絕對性の理論と矛盾すると言わざるを得ない。 の觀念の名残りであると ユベールは『經

指摘している (Hubert; op. cít., p.58)° また彼はそのほかにも『經濟論』における一種の有機體說などを擧げて『經

はまだアンシクロペディストの影響から充分に脱却していないことを主張している。 ユベールは、このよ

うな見解にもとずいて、 『經濟論』 は『社會契約論』 に至るための過 |渡的な作品であるという評價を下している

の内容 は言うまでもない。そしてその理山がユベールの述べるように、アンシクロペディストの影響の如何に在ること のである (lbid, p. 104)。 すでに述べたように、 の若干がすでに先取されているけれども、 『經濟論』 は、基本的な立場においては、 しかし全體として見れば、 『社會契約論』 まだ『社會契約論』 と異なるところはなく、 に及ばないこと

展開される政治學説を主要として、 治あるいは政策の問題をルソー的な觀點から把えたところにある。 'n. L 『經濟論』 の意義は、 すでに述べたように、 人民を幸福にする政治はいかに在るべきか、 『社會契約論』におけるとは一應別個の問題、 それは基本的には、 を論じたものである。 のちに『社會契約 すなわち政

以上ですでに想像されるように、

ルソーの『經濟論』

は今日われわれの理解する經濟よりも、

もつと废い問

も認めなければならないであろう。

方は、 は を取り扱つている。 政治の一分野として把えられ、 その一環として物財にたいする政策が、とくに租税論を中心として論ぜられる。 **當時のフィジォクラアトあるいはエコノミストと呼ばれた一群の人々が、** もちろん、 ルソーに限るわけではなく、 『經濟論』が問題とするところは、 經濟問題はもつばら政策論としてのみ扱われる。 十七・八世紀の思想家にはひろく認められるところである。 一國の政治の基本的方策は何であるかと言うことで アンシクロペディストの一類とし このような經濟の理解 すなわち固有の經濟の問 あ

ソー『經濟論』について 五五二

注意すべきことの一つであろう。

え方がまつたく對蹠的であることは、

喧傳していた見解、

すなわち政治に重きをおかないで、

經濟を自然法則として把える立場に對して、

五

るのは、 『經濟論』は序文に相當する最初の部分を除いて、三部に分かれる。序文に當るところで、 要するに經濟とは何かという問題である。 ルソーの言つてい

然的存在ではなく、政治的存在であることを立證する。この見解はすでに『不平等論』で述べられてをり、 となつている。しかし、それに續けてすぐルソーは、政治體を人體組織にたとえる一種の有機體說を述べている であると說く。 いるとおり、「平凡で多くの點で正確さを缺く」說明であり、單に理解の便宜上なされたものでしかない(Did) はロック Locke とシドニィ Sidney の名を引いて論じているが(二三頁)、『經濟論』では一層この見解が明確 ソーは家政と(政治)經濟とを區別して、國家を管理することが政治經濟、または公經濟 économie publique ユベールはこの點を採り上げてルソーの思想の未熟さを言つているが、しかしこれはルソーも斷わつて そとで、 まづ國家を家族の擴大されたものと考える有機體說を批判して、 國家は家族のような自

ように展開される。すなわち『不平等論』においては、人間の自由と社會狀態とは二者擇一的に問題とされてい 次いで、 一般意志と特殊意志との區別について述べたのち、第一部に入つてルソーの基本的を政治思想が次の

ことをも考慮すべきである

機は何であるか」(P. 15)を探求することである。つまり、言い換えればこうである。 るが、こゝでルソーが新しく提起した問題はこれとは異なり、人間の自由と社會の權威という本來矛盾した二つ 一體いかにして調和されるか、人間を「市民社會によつてより緊密に結びつけるように馳り立てる動 人間は自然的自由を棄て

態を絶望的な狀態と見るのではなく、その社會において人間の「公的な自由」が一體いかにして維持されるか。 社會狀態に移る以上、 営然 社會の强制を受け、政府の權威の下に立たされるが、 しかしこの場合、 、社會狀

とそは、 **權威と自由の矛盾を解決するものは、** まさに政治學の根本問題に正面から立ち向うものであることは言うまでもないであろう。 ルソーによれば法である。法は、 人間の財産と生命と自由を擁護せんと

社會の權威と人間の自由との矛盾はいかに解決されるか。これが問題とされるのである。

ルソーのこの問題提起

する一般意志の表現であるから、法にしたがうことが、すなわち自由を獲得することになる。だから、法は『人

間のすべての制度のうちの最高のもの」(や.16)、であり、「天上の聲」(や.17) であるとされる。

ルソー は、 法の内容的な分析については、これ以上進まないで、直ちに法と行政の關係、すなわち彼の言う經

濟との關係を次のように説明する。

律に適合させるととである。」(ア 19) つまり、 『立法者の第一の義務は法律を一般意志に合致させることであるのと同様に、 の問題である。 一般意志の表現である法にしたがつて政治が行われること、 公經濟の第一の原則は行政を法 ≿ \$t

ルソーの法治主義は、彼の次のような人間認識と結びついている。すなわち、人間は結局、政治によつて根

なるのである。 本的 政府の好むまゝに下層民や悪黨にもなる」(p. 22)。だから良い政治というものが、 に規定されるということがこれである。 これは專ら理性主義の立場をとるフィロソーフの問題意識に比して、それを更に一步越えたもの 人民は「政府が欲するときには、兵士にも、 ルソーの根本的な問題と 市民にも、 人間 にもな

であること、 との點を注意すべきであろう。

第六十五卷

六七

五五三

第六十五卷 二五四四 第四・五號 六八

德論である。ルソーは、とゝで市民の道德と支配者の道德との兩者について述べているが、明らかに彼が力說し ているのは支配者の道徳的義務である。法治主義の前提として、支配者がまづ人民の一般意志にしたがうべきこ 次に、 政治の第二の原則として擧げられるのは、徳を人民の間に行き渡らせて、 市民をつくり上げるという道

である。それと同時に、さらに進んで彼は道德の現實的基礎として財産の平等を取り上げ、貧乏人を金持から保 有用な道德として説かれる。この點もまたアンシクロペディストからの彼の脱却を示すものであることは明らか とそれを離れて人民の道徳はあり得ないことが明快に指摘されている。 ソーの道徳論は、 中産階級を形成することの必要を説いている。このことは、 このように政治との關連においで把えられ、 普遍的な人類愛ではなくして、 祖國愛が最

『不平等論』におけると同じくルソーの鋭い

着眼を示すものである。

産の管理」との關係における一般經濟であり、 さて以上は、 ルソーのいわゆる「人間の統治との關連における一般經濟」であるが、 今日のいわゆる經濟政策である。ところで、 次に問題となるのは、「財 ルソーの理想とする

財政組織=經濟機構を一言にすれば、公共の必要を公有地收入によつて賄い、人民からの租稅徵收を行わない 織である。 の實とれは銳い反稅論であり、 これは一見、 現物經濟えの復歸、 絶對主義の租税政策にたいする全面的な批判である。 あるいは封建制下の莊園制の復活を意味しているようであるが、 ルソー はこの點で經濟の意

味を節約と考える通説にむしろ加租し、

「それはひとが所有しないものを獲得する方法よりも、

むしろひとが所

することが經濟であるとする見解と全く相對立しているわけである。 有するもの〜賢明な管理を指す」(p. 48.) としている。 これはいわゆる重商主義的な經濟觀、 すなわち宮を増大

とのようなルソーの見方からすれば、 ルソーは租税を全く否定するような無政府主義に陷つてはいないが、 租税は決して望ましいものではなくして、 しかし「租税は、 「いまわしい手段」で 人民またはその代 ある。

いることを示すものである。 定されねばならないことを主張している。これは彼がアンシァン・レジームの税制に正面から攻撃の矢を向けて 表者によつてのみ合法的に樹立されうる」(P.54) ものであつて、 具體的には多數決主義と比例制に立脚して制

ソーは、その「最も明らかな、最も危險な原因の一つ」(P. w)として征服欲=戰爭を採り上げる。 ソーによれば、 現實の和稅は絕えず增大する傾きがある。それは政府の出費が絕えず增大するからである。 ルソー

戦争について、

それがどのような口質で行われるにせよ、

「首長の權威を國内において增大するという隱され

要するに人民抑壓の一つの手段に過ぎないことを指摘する。 欲望をもつている」(P. 50.) とと、 征服國の人民ほど壓迫された慘めなものはないということを説いてい

表面上は外國人を抑えるために、 軍隊についても事態は全く同じである。「歴政者たちは人民を幸福たらしめるどころか、 貨際は住民を壓迫するために、 常備軍をつくり上げる」(P. 52.) 人民の敵となつて、 とあるのがこれ

であろう。 これらの言葉は、 彼が權力支配の本質を完全に洞察していることを示すものであると言うことが出來る

秘 論の眼目は、 金持から田來るだけ多くの租税を徴收すべきであるという點と、 五 第四. Ji. 跳 生產者、

第四・五號 七

第六十五卷

二五六

に對する批判であることは明らかであるが、しかしそれがフィジオクラアト的な私有財産の擁護の立場から爲さ 民に對する租税をきわめて有害であるとして批判する點にある。 他 方 地租および生産物税の弊害を指摘する。ルソーのとの主張が、アンシァン・レ そのために一方では奢侈税の必要を主張すると ジ ームの租

級がおのづから形成されてゆくことを主張している。 上、自發的な租税であるから、 要であろう。 れているのではなくて、農民とくに貧農の立場から金持階級の財産を制限せんとする意圖をもつていることは重 ルソーは、 富者への課税が私有財産の侵害になりはしないか、という非難に對して、 その心配はないこと、また奢侈税によつてのみ産業とくに農業は繁榮し、 奢侈税は本質

かに根本的な問題をついている。つまり、金持が支配している社會で、金持に稅金を負擔させるということは、 分が負擔を引き受けたりする考えはもたないであろう、という反對がこれである。 りする。人々は、 とうした考え方が、現存社會の税制に對して、文字どをり革命的な主張であることは言うまでもない。 ルソーはこれについて次のような反對論を假定して、これに答えている。 それが果して實際に行いうるかどうかは、 金持階級に屬しているから、自分自身の費用で他人を勞わつたり、また貧乏人を助けるために自 ルソーにとつても無視することの出來ない問題であつたに違い 「租税を賦課したり考え出した 」(P. 68.) この反對論は、 したが

租稅論 の枠のなかでは決して解決できない一つの自己矛盾でしかないからである。

濟論』を終つている。 治を委託するというようなどころでは、 れに對するルソーの解答は、きわめて簡單である。 しかし、 との短い言葉によつても知られるように、 人民の幸福などは全く問題にならないのが當然である、 ルソーは、 主權者たる人民が、 ルソーは問題を政治の基本的な在 人民の敵である連中 と述べてい りガ

に返して、 人民が政治をするか、 人民の敵が政治をするかという點に、これを歸着せしめている。 これがのちの

更に詳しく展開される問題であることは言うまでもないととろである。

+

『社會契約論』において、

と考えられる。その一つは、當時の支配的な思想であるマーカンティリズム(重商主義)との關係であり、 ケネーを始めとするエコノミスト、 最後に、 ルソトの 『經濟論』が、 いわゆるフィジオクラアト(重農主義)との關係、最後に、 經濟思想史の上において占める地位を簡單に見ておきたい。要點は三つある マブリー、 モルレ

ーなどの社會主義、または共産主義との關係である。

が、これに對してルソーは、 者は一般に富=金銀の増大のために、 なくなるとき、 重商主義との關係について言えば、ルソーの立揚が重商主義とは正反對であることは明らかである。 崩壊の最後の段階に到達すると言うことが出來る」(b 45) と述べていることによつても知られ 貨幣と商業との重要性をまつたく認めない。 權力の經濟への干涉と侵略主義とを正常化し、拜金主義と商業主義を說く 「政府はもはや貨幣以外の活力をもた

會契約論』において、 また傭兵制や賈官制を攻撃しているのも、明らかに彼の反貨幣主義を示すものであるが、 次のように現わされている。 同様の思想は『社

を増加するためである。金銭を與えれば、 惰と安逸を好む風などのためである。彼等が、自己の所得の一部を犧牲にするのは、 人間のつとめを、 金銭に代用させるようになつたのは、商賣と種々の職業との多忙、貪欲な利得の追求、柔 諮君はまもなく鐵鎖をもつようになるであろう。」(譯、一三三頁) それによつて安心して利得

ルソー『經濟論』について

-t:

第六十五卷

二五七

第四

・五號

ほど、 貨幣に對する反對は、 『不平等論』においも『社會契約論』においても、 商業、奢侈、都會に對する反對につながる。これについては改めて引用を必要としない また『コルシカ論』その他でも繰りかえし主張されて

いる。 であつた。それを直截に示すものは、 い。これによつて明らかなように、 ルソーによれば、とれらは「悪の中の最悪のもの」であり、「無用の長物」(『不平等範疇一六八頁)でしかな ルソーが重商主義に反對して、擁護せんとしたのは、農民および農業の利益 彼が農民および農産物に對する課稅に與く反對しているという事實であろ

したがつて本質的にブルジョア的であり、その限りにおいてのみ反封建的であつたと言うことが出來る。 涉もない自由な社會である。 は啓蒙専制主義を擁護したととによつて知られるように、 が農業中心であるのに對して、ルソーは農民中心であると言い得るほどの差異がある。重農主義者は、 要性を主張し、 しく異なるばかりでなく、經濟的にいつても、重農主義者の理想とする社會は、私有財産制に立脚した强制も干 そこで問題となるのは、ルソーと同時代の重農主義者との關係である。重農主義も同じく、 ルソーのように財産そのものゝ平等を考えることは、彼等にとつては空想でしかなかつた。彼等の立場は その上に經濟學の理論をうち立てたのであるが、しかし兩者の間には、 したがつて彼等の求めた平等は、 改良主義者である。これはルソーの革命的な立場と著 財産所有者が法の前において平等であることであ 一口に言えば、 農業の根本的な重 政治的 重農主義

封建的というよりもむしろ反君主主義の立場をとり、 逆に重農主義者の啓蒙専制主義をユートピアであるとすることによつて(「ミラボーへの手紙し)、 半プロ

な立場を表明している。 したがつて、兩者ともに農業を重要視するけれども、 同時に私有財産の平等化という貧農的、 一力はブルジョア地主的な農業近

代化の途を指向し、 他力は貧農的な土地分割を指向している。

性の故に、 れによつてブルジュア社會の基本構造を説明する經濟學を樹立することが出來た。しかし、ルツーは、 重農主義は、 經濟問題をすぐれて政治的な問題として把えるにとゞまり、社會の經濟的分析においては、 ブルジョア的發展の方向をとつたが故に、社會に內在的な自然法則をつかみ出すことが出來、 その革命 貧富の對 z

立と笛者への課税とをわずかに主張し得たに過ぎないとも言うことが出來る。

勿論、ルソーが社會主義者として未完成であることは疑りべくもない。これはルソーのみならず、 會主義との關係については、これを否定する論者も少くなく、例えば『十八世紀の社會主義』を書いたリクタンベ ーからランゲ、バブーフに至る社會主義または共産主義の一連の思想につらなるものをもつている。ルソーと社 かし、シルソーの思想の革命性は、重農主義あるいはその完成としての古典學派を越えて、 ルソーを高く評價しない一人であるが(André Lichtenberger; Le socialisme au XVIIIe siècle, 1895.)、 マブリ ブルジョア革

出來るし、 **致のなかで評價すれば、** 命の時代の思想家にとつては、発れ得ない制約であつたと言わねばならない。しかレルソーの思想は、 またその意味で少なくともルソーを社會主義の先驅者のながに数えることは決して不當ではないであ いわゆる空想社會主義者よりも一層、革命的であり、 社會主義的であるとも言うことが 當時の現

情と、 壓制者に對する激しい反感とである。 の精神を貫いているものは、 彼自身が ルソーをアンシクロペディストのような理性主義や啓蒙主義か 『告白』のなかで述べているように、貧しい者に對する無限 ら過 Ø 同

ろう。

ソ

健康な意味でのサンチ 7 ンタリスト、 ㅁ ンチストたらしめる所以はこゝにある。 ル ソーの社會主義的

第六十五卷

二五九

第四·五號

七三

ソー『經濟論』について

第六十五卷 二六〇 第四・五號 七四

思想については、 むしろ無政府的であり、徹底した個人主義の立場である。 ふつう『不平等論』が多く引合いに出されるが、 とれに對してルソーの社會主義への接近は『 しかし『不平等論』の立場は前にも述べたよ

濟論』おまびこくでは觸れなかつたが『コルシカ論』(Projet de constitution pour la Corse. 1765)

において特に顯著

張されている。『經濟論』 である。これらの論文では、 のなかでの金持に對する奢侈稅も、 | 國家權力によつて財産の不平等を是正しようというコレクティヴィズム が明確に主 またこの觀點がら問題とされているわけである。

理想をかゝげるととによつて、 生産力の發展の上に形成される社會主義社會ではあり得なかつたのは勿論である。しかし、 ソーの理想とした社會は、 しかし、ルソーの平等主義は、 彼の祖國ジュネーブのような、 絶對王政の下で急速に分解し、 農民的な平等主義で、プロレタリアートの存在を前提とするものではない。ル 小農民=中産階級の自給經濟的な、 プロレタリア化しつ、あつた小農民の立場を表現 ルソーはこのような 平等社會であつて

ルソーの思想は、 このような意味で、フランス革命の思想的源泉となり、 また現實にジャコバ ン獨裁下におけ

することができたのである。

れを人的および物的關係の在り方という問題に適用したのが、彼の『經濟論』と題する一篇の眼日なのである。 る分割農民の成立となつて實を結んだ。ルソーの政治思想のすべてをつらぬいている革命的民主主義の立場、そ

本稿は文部省科學研究費による共同研究として、 人文科學研究所において遂行されつゝある『ルソー 研究」 の研究途

上で筆者が試みた中間報告を基礎とするものである。